

個人情報保護委員会 の国際的取組例 —ICDPPC・EUを中心として—

日本データ通信協会情報法制研究会
第6回シンポジウム 2017年11月25日(土)

一橋大学一橋講堂

一橋大学名誉教授

(個人情報保護委員会委員長)

堀部 政男

国際的取組委員会決定(2016年7月29日)①

- 2016年7月29日「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」(個人情報保護委員会決定)
- 経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含む大量のデータの国境を越えた流通が増大しており、OECD、APEC等において、個人情報の保護に関する情報交換や越境執行協力等を目的とした国際的な枠組みが構築されてきている。また、個人情報保護委員会の設置により、国際的な執行協力の枠組みであるGPEN(グローバルプライバシー執行ネットワーク)、APPA(アジア太平洋プライバシー機関フォーラム)においては、我が国が正式参加国として認められたところである。

国際的取組委員会決定(2016年7月29日) ②

- これらの国際的な動向を踏まえて、個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」の変更に向けては、同方針案に「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組む」との趣旨を盛り込むこととし、国際的な取組を一層推進することとする。
- 具体的には、当面、以下の方針により取組を進めることとする。
- 個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきた米国、EU(英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。)については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する。

国際的取組委員会決定(2016年11月8日)①

- 本年7月29日の個人情報保護委員会において、「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」を決定し、その中で、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきた米国、EU(英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。))については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」とした。これを踏まえ、米国及びEUと対話を行ってきたところである。

国際的取組委員会決定(2016年11月8日) ②

- なお、個人情報の保護に関する法律第7条の規定に基づき、10月14日の個人情報保護委員会において作成し、10月28日に閣議決定された、個人情報の保護に関する基本方針においては、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組むものとする」とされている。
- 米国 – 「定期的な会合を続けていくこと及び緊密に連携することの重要性について認識を共有した。加えて、自国のステークホルダーと共に、APEC越境プライバシールール(CBPR)システムに関する周知活動及び、APEC加盟エコノミーに対する参加促進を協力して行っていくことで一致している。」
- 引き続き、グローバルな展開を念頭に、個人データ移転の枠組みであるAPEC越境プライバシールール(CBPR)システムの活性化等の取組を進める。

国際的取組委員会決定(2016年11月8日) ③

- EU―「日EU間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し、その目標に向かって、日EU間で協力対話を続けていくことで一致している。」
- 引き続き、グローバルな個人データ移転の枠組みとの連携も視野に置きつつ、以下の点を踏まえた議論を推進する。
- 日EU間での個人データ移転は、改正個人情報保護法(独立機関である個人情報保護委員会の設置など)を前提として相互の個人データ流通が可能となる枠組みを想定するものとする。
- また、EUにおいては、本年採択されたEU一般データ保護規則(GDPR)が平成30年5月に適用されることから、その運用に向けた動きも注視していく必要がある。

2年前ICDPPCを検討 「ICDPPCの昨日・今日・明日」

主催：日本データ通信協会情報法制研究会
第3回 シンポジウム

一橋大学一橋講堂 2015年12月5日(土)
一橋大学名誉教授(特定個人情報保護委員会委員長)
堀部 政男

データ保護プライバシー ・コミッショナー国際会議

- データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議 (International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners, ICDPPC)
- 1979年より各国で毎年開催

※法令に基づく公的機関。自主性・独立性を保障され、調査権等の権限を有する監視機関であって、ヨーロッパ諸国等で設立。そのような監視機関等が、相互の情報交換の場として、国際会議を開くようになった。

第39回ICDPPC(香港、2017年9月25日～29日)

Mon. 25 Sept. Registration and Side Events



Identification Tag



Closed Session (1)

- 25 September 2017 (Monday)
- Side Events
(Prior registration with the organisers of the side events may be required.)
- Welcome Drinks
- 26 September 2017 (Tuesday)
- Closed Session
(For ICDPPC members and observers only)
- 1. Welcome and opening
- 2. Accreditation of members and observers

Closed Session (2)

- Accreditation resolution

- On the recommendation of the Executive Committee, following an assessment of each authority's application against the membership criteria, the 39th Conference accredits the following authorities as new members:
 - 1. Belgium: Supervisory Body for Police information Management
- 2. Japan: Personal Information Protection Commission
- 3. Montenegro: Agency for Personal Data Protection and Free Access to Information
- 4. South Africa: Information Regulator
- 5. Turkey: Personal Data Protection Authority

Evening Events: Data Protection Authorities' Dinner (1)

- Global Privacy and Data Protection Awards 2017
 - Category 1 Research (2 finalists out of 5 entries)
 - Office of the Information and Privacy Commissioner of Ontario, Canada, *De-identification Guidelines for Structured Data*
 - Office of the Privacy Commissioner of Canada, *A discussion paper exploring potential enhancements to consent under the Personal Information Protection and Electronic Documents Act*
 - Category 2 Dispute resolution, compliance and enforcement (3 finalists out of 15 entries)
 - Information Commissioner's Office, UK, *Data Protection self-assessment for SMEs*

Evening Events: Data Protection Authorities' Dinner (2)

- Information and Privacy Commissioner of Ontario, Canada, *Crossing the Line: The Indiscriminate Disclosure of Attempted Suicide Information to U.S Border Officials via CPIC*
- United States Federal Trade Commission / Office of the Privacy Commissioner of Canada / Office of the Australian Information Commissioner, *Joint investigation of the Ashley Madison Breach*
- Category 3 Education and advocacy (5 finalists out of 45 entries)
- CNPD, Morocco, *Comic book for children on privacy issues*
- INAI, Mexico Challenge, *'Value your personal data'*
- Datatilsynet, Norway, *'Good intentions': Images of children online*

Evening Events: Data Protection Authorities' Dinner (3)

- United States Federal Trade Commission, *IdentityTheft.gov*
- Data Protection Commissioner, Ireland, Video campaign on rights and responsibilities
- Category 4 Use of online tools (4 finalists out of 23 entries)
- Infoem, Mexico, *System of Access, Rectification, Cancellation and Opposition of Personal Data of the State of Mexico (SARCOEM)*
- Privacy Commissioner for Personal Data, Hong Kong, *“Be SMART Online” Thematic Website Enhancement*
- CNIL, France, *LINC (Laboratoire d’innovation numérique de la CNIL)*
- CNIL, France, *Online responsive self-service*

Cross Border Privacy Rules Workshop

by PPC (Side Event 27 Sept. 2017 13:30-15:00)

- Opening Remarks, Dr. Masao Horibe, PPC, Japan
- Outline, Purpose and Prospect of the CBPR system, Mr. Tsuzuri Sakamaki, PPC, Japan
- Establishing and approving an Accountability Agent (AA), Ms. Shannon Coe, DoC, US
- Necessary framework, costs and procedures for obtaining an approval to establish an AA, Mr. Masataka Saito, JIPDEC and Mr. Josh Harris, TRUSTe
- Guideline for Article 24 of the Amended Act on the Protection of Personal Information, Mr. Tsuzuri Sakamaki
- Benefits from participating in the CBPR system by business operators, Mr. Harvey Jang, CISCO and Mr. John Miller, ITI

Cross Border Privacy Rules Workshop

by PPC (Side Event 27 Sept. 2017 13:30-15:00)

- Panel Discussion “Future of the CBPR system”, Moderator: DoC
- Enhancement of the CBPR System, TRUSTe
- Experience of participation in the CBPR system, current effort toward recognition of Accountability Agent, Ms. Jeong Soo Lee, KCC
- Issues expected for, and challenges for participating in the CBPR system, Mr. Yeong Zee Kin, PDPC, Singapore
- Issues and challenges of the CBPR System, Mr. Tsuzuri Sakamaki
- Q&A

CBPR Workshop



Thursday, 28 Sept. 2017 Open Session

- Theme 1: Data Protection in Asia
Data Protection in the East
- Li-ming Wang, Executive Vice President and Vice Chairman of the University Council, Renmin University of China Mainland China
- Ken Chongwei Yang, Coordinator, Office for Personal Data Protection, the Government of the Macao Special Administrative Region, China
- Masao Horibe, Chairman, Personal Information Protection Commission, Japan
- Chaeho Rheem, Standing Commissioner, Personal Information Protection Commission, Korea
- Zee-kin Yeong, Deputy Commissioner, Personal Data Protection Commission, Singapore
- Raymund Liboro, Privacy Commissioner and Chairman, National Privacy Commission, the Philippines

Privacy Culture and Data Protection Laws in Japan



再掲

国際的取組委員会決定(2016年11月8日) ③

- EU—「日EU間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し、その目標に向かって、日EU間で協力対話を続けていくことで一致している。」
- 引き続き、グローバルな個人データ移転の枠組みとの連携も視野に置きつつ、以下の点を踏まえた議論を推進する。
- 日EU間での個人データ移転は、改正個人情報保護法(独立機関である個人情報保護委員会の設置など)を前提として相互の個人データ流通が可能となる枠組みを想定するものとする。
- また、EUにおいては、本年採択されたEU一般データ保護規則(GDPR)が平成30年5月に適用されることから、その運用に向けた動きも注視していく必要がある。

欧州委員会2017年1月10日文書

- 2017年1月10日に欧州委員会で採択された「グローバル化する世界における個人データの交換と保護」(Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World)は、2017年に、十分性認定の可能性を探ることも含めた、ハイレベルの保護を確保しながらのデータ流通促進について、日本と積極的に連携していく意思を表明している。
- 欧州連合のデータ保護ルールは、自由貿易協定の議題とはなり得えない(The EU data protection rules cannot be the subject of negotiations in a free trade agreement.)



Brussels, 10.1.2017
COM(2017) 7 final

**COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN
PARLIAMENT AND THE COUNCIL**

Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World

The adequacy decisions adopted so far

- Switzerland (2000)
- US Safe Harbour Principles (2000)⇒Privacy Shield(2016)
- Canada (2001)
- Argentina (2003)
- Guernsey (2003), Isle of Man (2004), Jersey (2008), Faeroe Islands (2010), Andorra (2010: These five small economies are European offshore banking centers)
- Israel (2011)
- New Zealand (2012)
- Uruguay (2012).
- Canada and Australia entered into an agreement on PNR in 2005, 2008, respectively.
- India is at present on the waiting list.

Criteria taken into account

- (i) the extent of the EU's (actual or potential) commercial relations with a given third country, including the existence of a free trade agreement or ongoing negotiations;
- (ii) the extent of personal data flows from the EU, reflecting geographical and/or cultural ties;
- (iii) the pioneering role the third country plays in the field of privacy and data protection that could serve as a model for other countries in its region ; and
- (iv) the overall political relationship with the third country in question, in particular with respect to the promotion of common values and shared objectives at international level.

個人データの国境を越える架け橋 (2017年3月13日セミナー)

- 個人データの国境を越える架け橋～日EU間の相互の円滑な個人データ移転の実現に向けて:最近の進展と将来の展望～
- 個人情報保護委員会・欧州委員会司法総局 共催
- 日時:2017年3月13日(月)14時～16時
- 会場:ホテルグランドパレス
- 開会挨拶 堀部政男個人情報保護委員会委員長
- 講演1 個人情報保護委員会における国際的な取組について 其田真理 個人情報保護委員会事務局長
- 講演2 欧州連合一般データ保護規則の下での国際的なデータ移転:データ移転の促進と高レベルの保護の確保 ブルーノ・ジェンカレッツリ 欧州委員会司法総局国際データ移転・保護課長

共同プレス・ステートメント(2017年7月3日)①

- 熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員(司法・消費者・男女平等担当)による共同プレス・ステートメント
- 熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員(司法・消費者・男女平等担当)は、基本的な権利として、また、デジタル・エコノミーにおける消費者の信頼の重要な要素としての高水準のデータ保護の推進を視野に対話を進展させるため、2017年7月3日にブリュッセルで会談を行った。
- 両者は、日本及びEUのデータ保護の制度に関する相互の理解をより一層深めてきた、個人情報保護委員会事務局と欧州委員会司法総局による過去数か月間の作業を歓迎した。

共同プレス・ステートメント(2017年7月3日)②

同作業に基づき、両者は、双方のプライバシー法制度の最近の改正によって、双方の二つの制度は、より一層類似したものになったことを認めた。これは、特に双方が十分な保護レベルを同時に見出すことを通して、相互の円滑なデータ流通をより一層促進する新しい機会を提供するものである。

- 以上を踏まえ、両者は、双方の制度間の類似性が強化されたことを基礎として、関連する相違点への対処等により、2018年の早い時期に、この目標を達成するための努力を強化することを決意した。

2017年7月3日、ブリュッセルにて

安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言①

- 安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言（ブリュッセル，2017年7月6日）
- G7伊勢志摩サミットにおいて，我々は，情報の自由な流通は，グローバル経済及び発展を促進するための基本的な原則であり，また，デジタル経済に関わる全ての主体にとってサイバー空間への公正で平等なアクセスを確保するものであることを再確認した。
- 我々は，基本的な権利として，及び，デジタル経済における消費者の信頼にとっての中心的な要素として，デジタル経済の発展を導きつつ，相互のデータ流通を一層促進することにもなる高いレベルのプライバシー及び個人データの安全性を確保することの重要性を強調する。それぞれのプライ

安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言②

- バシー法制に係る最近の改革，すなわち，2018年5月25日から適用されるEU一般データ保護規則（2016年5月24日発効）及び2017年5月30日に全面施行された日本の個人情報保護法を前提に，日本及びEUは，包括的なプライバシー法制，一連の中核的な個人の権利及び独立した監督機関による執行を特に基礎とする，双方の2つの制度の収れん性を一層高めてきた。これは，双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すこと等を通じ，データの交換を促進するための新しい機会を提供する。これを念頭に，我々は，2018年の早い時期までにこの目標を達成するための我々の努力を一層強化することに向けた我々のコミットメントを再確認する。

Commission Work Programme 2018 (2017/10/24)

II . COMPLETING AND DELIVERING THE 10 PRIORITIES OF THE JUNCKER COMMISSION⁵

- *An area of Justice and Fundamental Rights based on mutual trust*
-
- The exchange of information and data is an essential feature of our societies and increasingly a cross-border phenomenon. The Commission will finalise its guidance on the way forward on data retention. In early 2018, the Commission also aims to adopt a decision on data adequacy for Japan to ensure the free flow of personal data between the EU and Japan as an integral part of our strengthened economic partnership.

Ⅱ. ユンカー委員会の10項目の優先事項 の履行及び実現

- 相互信頼に基づく正義及び基本的権利の分野
-
- 情報及びデータの交換は、我々の社会における不可欠な特徴であり、ますます国境を越えた事象となっている。欧州委員会は、データ保存に関する作成中のガイダンスを完結させる。また、欧州委員会は、我々の経済連携強化の必須の部分として、EUと日本の間の個人データの自由な流通を確保すべく、2018年の早い時期に、日本のためにデータの十分性認定を採択することを目指す。

欧州議会議員団の来訪(2017/10/31)①

- 平成29年10月31日
- 本日午前中、個人情報保護委員会は欧州議会議員団(団長:クロード・モラエス欧州議会市民の自由・司法・内務委員会委員長)の来訪を受けました。
- 本年7月、熊澤個人情報保護委員会委員とヨウロバー欧州委員会委員)による共同プレス・ステートメントにて、日EU間で個人データの円滑な相互流通が可能となる枠組み構築について、来年の早い時期に成果を出すことを目標にお互い努力していくにことについて確認しました。

欧州議会議員団の来訪(2017/10/31)②

- これに先立ち、欧州議会議員団8名が我が国の個人情報保護の状況について確認するために個人情報保護委員会を来訪し、委員及び委員会事務局と面談を実施しました。
- 個人情報保護委員会からは、個人情報保護委員会の独立性や活動実績及び国際的に整合性が取れた個人情報保護法制について紹介しました。欧州議会議員団からは、我が国のプライバシー保護への高い関心が示されるとともに、個人情報保護委員会の取組みについて理解が得られました。